

「再就職援助計画」の対象労働者などを受け入れる事業主の皆さま

労働移動支援助成金のご案内 (受入れ人材育成支援奨励金)

労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）は、労働者を雇入れ、または受入れを行う事業主に対して助成をするもので、「早期雇入れ支援」と「人材育成支援」の2種類があります。

★★ 新 設 ★★

早期雇入れ支援

「再就職援助計画」などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対して助成します。



<早期雇入れ支援>

★★ 新 設 ★★

1 助成金の支給対象となる方

以下のすべてに該当する方

- ◆ 離職から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れられる方
- ◆ 申請事業主に雇入れられる直前の離職の際に「再就職援助計画」（P13参照）または「求職活動支援書」（P13参照）の対象者となっていること
- ◆ 雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがないこと

2 支給対象となる措置

- ◆ 支給対象者を離職日の翌日から**3か月以内に期間の定めのない労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇入れる（※1～※3）**こと

※1 雇入れの際、契約更新が見込まれる場合であっても、有期雇用の場合は対象となりません。

※2 有期雇用契約で雇入れた後、期間の定めのない労働者に切り換えとなっても、当初の雇い入れで判断するため、対象となりません。

※3 紹介予定派遣として勤務した後の派遣先への雇い入れは、対象となりません。
（人材育成支援の場合についてはP6参照）

3 支給額

- ◆ **支給対象者1人につき30万円**
ただし、**1年度1事業所あたり500人分を上限**とします。

4 対象事業主

(1) 次のすべてに該当すること

- ◆ 雇用保険適用事業所の事業主であること
- ◆ 支給のための審査に協力すること
 - ・ 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類などを整備・保管している。
 - ・ 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類などの提出を、管轄労働局などから求められた場合に応じる。
 - ・ 管内労働局などの実地調査を受け入れる。
- ◆ **申請期間内（雇入れ日から起算して6か月後の翌日から2か月以内）に申請を行うこと**（P5参照）

(2) 次の①～⑫のすべてに該当していないこと

①	支給対象者の雇入れの日の前日から起算してその日以前1年間に、支給対象者を雇用していた事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業主に該当する場合
②	支給対象労働者に対する賃金を支払期日までに支払っていない場合
③	再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者、または支給対象労働者の雇入れの前日から起算してその日以前1年間に、この職業紹介事業者と資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係のある事業主である場合
④	支給対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過するまでの間に、この事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者と日雇労働被保険者を除く。以下同様）を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）したことがある場合
⑤	支給対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過するまでの間に、この事業所で雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由※により、この受給資格認定申請書の提出日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させていた場合 ※雇用保険の離職票上の離職区分コードの1 Aまたは3 Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下などによる正当理由自己都合離職を含む）をいいます。
⑥	不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けまたは受けようとする）をしてから3年以内に支給申請をした事業主、あるいは支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした場合
⑦	支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主（支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く）
⑧	支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反があった事業主
⑨	性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主
⑩	暴力団関係事業主
⑪	支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
⑫	不正受給を理由に都道府県労働局が事業主名などを公表することについて同意していない事業主

5 必要な書類

雇入れ日から起算して6か月後の翌日から**2か月以内**に管轄の労働局に申請する必要があります。（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000038647.html>）

- ①支給申請書（様式第9号）
- ②賃金台帳等またはその写し
- ③雇入れ日の属する月の出勤簿等
- ④再就職援助計画対象労働者証明書（写）または求職活動支援書（写）
- ⑤雇用契約書（写）または雇入れ通知書（写）等
⇒期間の定めのない労働者として雇用されていることが分かる資料
- ⑥対象労働者雇用状況等申立書（様式第4号-1）
- ⑦支給要件確認申立書（共通様式第1号）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

必要に応じて、**上記以外の書類の提出または提示を求めることがあります。**

<制度の説明>

<p>再就職援助計画 (P1他)</p>	<p>1か月以内に常用労働者が30人以上離職するような、事業規模の縮小などを事業主が行おうとするときに、「雇用対策法」第24条に基づいて、事業主に作成が義務付けられている計画書のことです。</p> <p>事業主が労働者に対して行う再就職援助の内容を記載して、ハローワークに提出し、所長の認定を受ける必要があります。</p> <p>なお、この計画は、離職する労働者が30人未満の場合でも任意で作成することができます。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a02-1a.html</p>
<p>求職活動支援書 (P4他)</p>	<p>「高年齢者雇用安定法」第17条に基づき解雇などにより離職することとなっている45歳以上65歳未満の労働者のうち、再就職を希望する方に対して、事業主が行おうとする再就職援助の内容などを記載する書面をいいます。</p> <p>求職活動支援書を作成・交付する前に、支援書対象被保険者に共通して行う再就職援助の内容などを記載する「求職活動支援基本計画書」を作成し、管轄の労働局に提出する必要があります。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a02-1a.html</p>
<p>職業能力開発推進者 (P7他)</p>	<p>企業における労働者の職業能力開発を円滑かつ効果的に推進するためには、事業所ごとにその中心的な役割を果たす担当者を明確にしておくことが重要であるため、「職業能力開発促進法」第12条では、事業主は、その中心的な役割を果たす担当者を「職業能力開発推進者」として選任するよう努めなければならないこととしています。</p> <p>選任・選任届の提出は、法令上は努力義務ですが、奨励金の支給を受けるためには、この「職業能力開発推進者」を選任し、かつ、都道府県職業能力開発協会に対して選任届を提出する必要があります。</p> <p>なお、職業能力開発推進者とは、教育訓練部門の組織が確立されている事業所では、その組織の部課長、それ以外の事業所では、労務・人事・総務担当部課長などが選任されることが想定されます。</p>

※熊本県職業能力開発協会

〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原2081-10
電子応用機械技術研究所内

TEL:096-285-5818 FAX:096-285-5812

<http://www.noukai.or.jp>



<注意事項>

- ◆この助成金は、予算の範囲内で支給されるものです。
- ◆助成金の支給に当たっては厳正な審査を行います。また、確認項目が多いため、**支給可否の決定までに時間がかかる場合があります。**
- ◆提出された書類だけでなく、訓練などの実施の確認、賃金の支払い状況や訓練などに要した経費の支払い状況などについて、**原本などを確認することがあります**ので、その際にはご協力をお願いします。
- ◆支給要件に照らして申請書や添付書類の内容に疑義がある場合や、審査にご協力いただけない場合は、助成金を支給できないことがあります。
- ◆**支給対象となる経費などに対して、他の助成金などを受けている場合は、原則としてこの助成金を受けることはできません。**他の助成金の支給申請を行っている場合は、どちらか一方を選択していただくことになります。
- ◆**不正受給は犯罪です。**偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合、助成金は不支給、または支給を取り消します。
この場合、すでに支給した助成金の全部または一部の返還が必要です。
(年5%の利息を加算)
- ◆この助成金は国の助成金制度ですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いします。
また、関係書類は、5年間保管してください。

手続きなどの詳細、ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局にお尋ねください。

熊本労働局職業対策課分室

[〒860-0051 熊本市西区二本木2-7-2 ヴァール熊本駅前2階]

TEL: 096-312-0086

FAX: 096-312-1552